

日行連発第522号  
平成30年8月10日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 遠 田 和 夫

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いに関する通知について（会員周知願い）

総務省より、標記の件に関して別紙のとおり会員周知依頼がございましたので、各単位会におかれましては、所属会員に対する周知徹底をお願いいたします。

DV等支援措置に関し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第1項の規定により、特定事務受任者から加害者の代理人としての住民票の写し等の交付の申出であることが判明した場合の取扱いについて通知したものです。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。  
ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<別紙>

・「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いに関する通知について（周知依頼）」（平成30年7月18日付 事務連絡 総務省自治行政局住民制度課）